

## 熊本県告示第330号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 中尾川（444-1-007）
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町中横田
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 本坂谷川-1（444-1-018-1）
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町坂谷
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 本坂谷川-2（444-1-018-2）
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町坂谷
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 坂谷川（444-1-019）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町坂谷
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 川平川（444-1-020）
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町坂谷
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 西原2（444-1-014）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町西原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 堂ノ原（444-1-030）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町坂谷

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 小鹿1-1 (444-1-042-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町小鹿
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 小鹿1-2 (444-1-042-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町小鹿
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 内打 (444-1-043)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町小鹿
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 谷内1 (444-1-044)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町坂谷
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 12 堂ノ原 (堂ノ原1) (444-1-045)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町坂谷
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 13 本坂谷-1 (444-1-047-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町坂谷
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 本坂谷-2 (444-1-047-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町坂谷
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 坂谷-1 (444-1-048-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町坂谷
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 坂谷-2 (444-1-048-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町坂谷
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 坂谷-3 (444-1-048-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町坂谷
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 坂谷-4 (444-1-048-4)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町坂谷
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 9 坂谷-5 (444-1-048-5)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町坂谷
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 0 谷内 (444-1-049)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町坂谷
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 1 辻1-1 (444-1-050-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町坂谷
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 辻1-2 (444-1-050-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町坂谷
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 広瀬1 (444-1-051)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町坂谷
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 井戸江1 (444-2-026)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町安平
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 柳瀬1 (444-2-029)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町安平
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 26 柳瀬2(444-2-030)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町西原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 27 鹿里1-1(444-2-050-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町坂谷
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 28 鹿里1-2(444-2-050-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町坂谷
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 29 鹿里2(444-2-051)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町坂谷
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 30 目野2-1(444-2-052-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町中横田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 31 目野2-2(444-2-052-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町中横田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

## 3 2 目野3 (444-2-053)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町中横田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

## 3 3 幸野 (444-2-054)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町上早川
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

## 3 4 内田1 (444-2-055)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町中横田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

## 3 5 内田2 (444-2-056)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町中横田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

## 3 6 庄分 (444-2-057)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町中横田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

## 3 7 立神1 (444-2-058)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町中横田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

## 3 8 立神2 (444-2-059)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- 上益城郡甲佐町中横田
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 39 下横田1(大町1)(444-2-060)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町大町
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 40 下横田2(大町2)(444-2-061)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町横田、大町
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 41 辻2(444-2-074)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町小鹿
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 42 辻5(444-2-077)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町坂谷
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 43 谷内3(444-2-078)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町坂谷
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 44 谷内4(444-2-079)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町坂谷
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 5 谷内 5 (4 4 4 - 2 - 0 8 0)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡甲佐町坂谷  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 6 谷内 6 (4 4 4 - 2 - 0 8 1)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡甲佐町坂谷  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 7 谷内 7 (4 4 4 - 2 - 0 8 2)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡甲佐町坂谷  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 8 谷内 2 (4 4 4 - 2 - 0 8 3)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡甲佐町坂谷  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 9 谷内 8 (4 4 4 - 2 - 0 8 4)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡甲佐町坂谷  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 0 広瀬 3 (4 4 4 - 2 - 0 8 9)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡甲佐町坂谷  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類



- 急傾斜地の崩壊  
政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 1 広瀬4（444-2-090）  
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町坂谷、下益城郡美里町甲佐平  
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（4）政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課並びに県央広域本部宇城地域振興局土木部及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 2 目野1（444-2-095）  
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町中横田  
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（4）政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 3 目野1（目野4）（444-2-096）  
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町中横田  
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（4）政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 4 広瀬2（444-2-097）  
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町坂谷  
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（4）政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 5 広瀬2（広瀬5）（444-2-098）  
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町坂谷  
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（4）政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 6 西原1（444-2-103）  
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町西原  
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 57 宮ノ尾(444-2-107)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町中横田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 58 内田-1(444-2-108-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町中横田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 59 内田-2(444-2-108-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町中横田
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 60 小鹿2(444-2-109)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町小鹿
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 61 広瀬-1(444-2-110-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町坂谷
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 62 広瀬-2(444-2-110-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町坂谷
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 3 広瀬 3 (444-2-110-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡甲佐町坂谷
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第331号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。  
平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 吹野 1-1 (441-1-045-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 吹野 1-2 (441-1-045-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 吹野 1-3 (441-1-045-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 吹野 2 (441-1-046)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 吹野 3 (441-2-101)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 上益城郡御船町七滝  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 吹野 4 (4 4 1 - 2 - 1 0 2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 吹野 5 (4 4 1 - 2 - 1 0 3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 瀬戸沢 (4 4 5 - 1 - 0 0 1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町北中島
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 畦原川 (4 4 5 - 1 - 0 1 8)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町田吉
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 0 布田 1 - 1 (4 4 5 - 1 - 0 5 2 - 1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町城平
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 布田 1 - 2 (4 4 5 - 1 - 0 5 2 - 2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町城平
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 布田1-3 (445-1-052-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- 上益城郡山都町城平
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 布田1-4 (445-1-052-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- 上益城郡山都町城平
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 米内蔵1 (田吉1) -1 (445-1-067-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- 上益城郡山都町田吉
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 米内蔵1 (田吉1) -2 (445-1-067-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- 上益城郡山都町田吉
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 米内蔵3-1 (445-1-068-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- 上益城郡山都町田吉
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 米内蔵3-2 (445-1-068-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- 上益城郡山都町田吉
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 米内蔵2 (445-1-069)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡山都町田吉  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 9 譲原 (445-1-070)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡山都町下川井野  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 0 下川井野-1 (445-1-071-1)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡山都町下川井野  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 1 下川井野-2 (445-1-071-2)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡山都町下川井野  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 田所-1 (445-1-072-1)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡山都町田所  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 田所-2 (445-1-072-2)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡山都町田所  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 小ヶ蔵 (4 4 5 - 1 - 0 8 5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町新小
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 瀬戸-1 (4 4 5 - 1 - 0 9 4 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町北中島
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 瀬戸-2 (4 4 5 - 1 - 0 9 4 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町北中島
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 7 瀬戸-3 (4 4 5 - 1 - 0 9 4 - 3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町北中島
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 8 瀬戸-4 (4 4 5 - 1 - 0 9 4 - 4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町北中島
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 9 長谷1 (4 4 5 - 1 - 0 9 5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町北中島
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 0 小野迫3 (445-2-019)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町御所
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 1 布田2-1 (445-2-108-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町城平
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 2 布田2-2 (445-2-108-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町城平
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 3 入佐4 (445-2-109)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町入佐
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 入佐3-1 (445-2-110-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町入佐
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 入佐3-2 (445-2-110-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町入佐
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 入佐2 (445-2-111)



- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町入佐
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本  
部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 7 入佐 1 ( 4 4 5 - 2 - 1 1 2 )
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町入佐
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本  
部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 8 入佐 5 ( 4 4 5 - 2 - 1 1 3 )
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町入佐
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本  
部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 9 犬飼 7 ( 4 4 5 - 2 - 1 6 6 )
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町犬飼
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本  
部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 0 米内蔵 4 ( 田吉 2 ) ( 4 4 5 - 2 - 1 7 1 )
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町田吉
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本  
部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 1 米内蔵 5 ( 4 4 5 - 2 - 1 7 2 )
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町田吉
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本  
部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 2 米内蔵 6 ( 4 4 5 - 2 - 1 7 3 )
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町田吉

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 3 下鶴1 (445-2-174)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町下川井野
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 4 下鶴2 (下川井野2) (445-2-175)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町下川井野
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 5 糸尾原 (田所3) (445-2-176)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町田所
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 6 新藤1 (445-2-197)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町新小
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 7 新藤2 (445-2-198)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町新小
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 8 小ヶ蔵 (445-2-199)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町新小
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 9 長谷2-1 (445-2-207-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町北中島
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 0 長谷2-2 (445-2-207-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町北中島
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 1 野中 (445-2-208)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町北中島
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 2 長谷3-1 (445-2-209-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町北中島
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 3 長谷3-2 (445-2-209-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町北中島
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 4 小星2-1 (445-2-213-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町北中島
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本  
部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 5 小星2-2（445-2-213-2）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町北中島
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本  
部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 6 田所2（445-2-003（人））
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町田所
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本  
部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第332号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 田迎沢（441-1-005）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本  
部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 滝尾川（441-1-006）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本  
部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 黒谷川（441-1-007）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町木倉、滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本  
部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- 4 滝園川（441-1-008）  
（1）土砂災害警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝  
（2）土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり  
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 玉虫川（441-1-012）  
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾  
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（4）政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 下鶴川（441-2-007）  
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾  
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（4）政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 東禅寺1-1（441-1-006-1）  
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町辺田見  
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（4）政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 8 東禅寺1-2（441-1-006-2）  
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町辺田見  
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（4）政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 9 田迎1（441-1-007）  
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾  
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（4）政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 10 田迎2（441-1-008）  
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾  
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 田迎 3 (4 4 1 - 1 - 0 0 9)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 田迎 4 (4 4 1 - 1 - 0 1 0)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 横野 1 (4 4 1 - 1 - 0 1 1)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 横野 2 - 1 (4 4 1 - 1 - 0 1 2 - 1)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 横野 2 - 2 (4 4 1 - 1 - 0 1 2 - 2)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 下鶴 1 - 1 (4 4 1 - 1 - 0 1 4 - 1)  
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- (4) 急傾斜地の崩壊  
政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本  
部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 下鶴 1-2 (441-1-014-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本  
部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 下鶴 2-1 (441-1-015-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本  
部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 9 下鶴 2-2 (441-1-015-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本  
部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 0 下鶴 2-3 (441-1-015-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本  
部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 1 下鶴 2-4 (441-1-015-4)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本  
部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 滝園 1 (441-1-044)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本

- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 玉虫3 (441-1-003 (人))
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 中辺田見 (上辺田見) (441-2-005)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町辺田見
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 下辺田見4 (上辺田見2) - 1 (441-2-006-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町辺田見
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 下辺田見4 (上辺田見2) - 2 (441-2-006-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町辺田見
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 7 下辺田見3 (田迎5) (441-2-007)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 8 横野5-1 (441-2-009-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 9 横野5-2 (441-2-009-2)



- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

3 0 横野 5 - 3 ( 4 4 1 - 2 - 0 0 9 - 3 )

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

3 1 横野 5 - 4 ( 4 4 1 - 2 - 0 0 9 - 4 )

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

3 2 横野 4 ( 4 4 1 - 2 - 0 1 0 )

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

3 3 横野 6 ( 4 4 1 - 2 - 0 1 1 )

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

3 4 下鶴 4 ( 4 4 1 - 2 - 0 1 3 )

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

3 5 下鶴 3 ( 4 4 1 - 2 - 0 1 4 )

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

36 下梅木1 (441-2-015)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

37 下梅木2 (441-2-016)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

38 下梅木4 (上梅木6) (441-2-018)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

39 南木倉 (441-2-022)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町木倉
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

40 滝園3 (441-2-095)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

41 滝園2 (441-2-096)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 2 滝園4-1 (441-2-097-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 3 滝園4-2 (441-2-097-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 4 滝園5 (向山3) (441-2-099)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 5 小川野1-1 (441-2-100-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 6 小川野1-2 (441-2-100-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 7 東禅寺2 (441-2-141)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町辺田見
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 8 下辺田見1 (上辺田見3) (441-2-142)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町辺田見
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 9 玉虫1 (441-2-143)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 0 下辺田見 (上辺田見4) -1 (441-3-001-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町辺田見
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 1 下辺田見 (上辺田見4) -2 (441-3-001-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町辺田見
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 2 下辺田見 (上辺田見5) (441-3-002)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町辺田見
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 3 下辺田見 (上辺田見6) (441-3-003)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町辺田見
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 4 横野(横野7)(441-3-005)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 5 横野(横野8)(441-3-006)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 6 横野(横野9)-1(441-3-007-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 7 横野(横野9)-2(441-3-007-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 8 下鶴-1(441-3-010-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 9 下鶴-2(441-3-010-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 6 0 滝園 8 (4 4 1 - 3 - 0 5 2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 1 滝園 10-1 (4 4 1 - 3 - 0 5 4 - 1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 2 滝園 10-2 (4 4 1 - 3 - 0 5 4 - 2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 3 滝園 11 (4 4 1 - 3 - 0 5 5)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 4 小川野 3 (4 4 1 - 3 - 0 5 7)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 5 小川野 4 (4 4 1 - 3 - 0 5 8)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 6 小川野 5 (4 4 1 - 3 - 0 5 9)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

上益城郡御船町七滝  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第333号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 馬立1-1（441-1-058-1）

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

上益城郡御船町水越

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

2 馬立1-2（441-1-058-2）

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

上益城郡御船町水越

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 赤松2（441-1-059）

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

上益城郡御船町水越

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 五ヶ瀬1-1（441-1-060-1）

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

上益城郡御船町水越

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

5 五ヶ瀬1-2（441-1-060-2）

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

上益城郡御船町水越

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- (4) 急傾斜地の崩壊  
政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 姫椿 1-1 (441-2-118-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 姫椿 1-2 (441-2-118-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 姫椿 2 (441-2-119)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 馬立 4 (441-2-131)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 五ヶ瀬 2-1 (441-2-135-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 五ヶ瀬 2-2 (441-2-135-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項



- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 五ヶ瀬3-1 (441-2-136-1)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町水越  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 五ヶ瀬3-2 (441-2-136-2)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町水越  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 五ヶ瀬3-3 (441-2-136-3)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町水越  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 五ヶ瀬5 (441-2-137)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町水越  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 姫椿3 (441-3-064)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町水越  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 姫椿4 (441-3-065)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町水越  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 18 姫椿5-1 (441-3-066-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 姫椿5-3 (441-3-066-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 明目野1 (441-3-089)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 21 後谷川1 (445-1-010)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町葛原、御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 22 松尾川-1 (445-1-011-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町三ヶ
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 23 松尾川-2 (445-1-011-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町三ヶ
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 24 片布田川-1 (445-1-032-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町柚木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 後谷 1-1 (445-1-117-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町葛原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 後谷 1-2 (445-1-117-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町葛原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 7 本葛原 2 (445-1-132)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町葛原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 8 上柚木-1 (445-1-135-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町柚木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 9 上柚木-2 (445-1-135-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町柚木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 0 岩井谷 1-1 (445-2-275-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町葛原

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 1 岩井谷1-2 (445-2-275-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町葛原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 2 岩井谷2-1 (445-2-276-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町葛原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 3 岩井谷2-2 (445-2-276-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町葛原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 後谷2 (445-2-277)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町葛原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 松尾1 (445-2-278)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町三ヶ
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 松尾2 (445-2-279)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町三ヶ
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 37 松尾3 (445-2-280)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町三ヶ
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 38 松尾4 (445-2-281)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町三ヶ
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 39 松尾5 (445-2-282)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町三ヶ
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 40 日南田2 (445-2-283)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町三ヶ
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 41 猿渡後谷-1 (445-2-304-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町葛原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 42 猿渡後谷-2 (445-2-304-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
上益城郡山都町葛原
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 3 片布田1 (445-2-306)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町柚木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 4 片布田2 (445-2-307)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町柚木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第334号

熊本県阿蘇みんなの森条例（昭和61年熊本県条例第17号）第7条第1項の規定により熊本県阿蘇みんなの森の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。  
平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県阿蘇みんなの森	阿蘇市内牧267番地7	株式会社ASOワークネット 代表取締役社長 佐藤義興	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

熊本県告示第335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成27年3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	387号	合志市須屋字西谷 679番1地先から 熊本市北区鶴羽田一丁目 633番1地先まで	前	41.9 ～ 49.4	57.9	24条 工事及 び旧道 移管
			後	35.5 ～ 45.6		
主要地方道	熊本菊鹿線	合志市須屋字橋ノ元 671番5地先から 合志市須屋字西谷	前	7.4 ～ 21.4	156.7	

		676番4地先まで	後	7.4 ～ 21.4	36.7	
--	--	-----------	---	------------------	------	--

2 区域を変更する期日 平成27年3月27日

**熊本県告示第336号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	387号	熊本市北区鶴羽田一丁目 635番地先から 同所 635番地先まで	5.4	24条工 事
主要地方道	熊本菊鹿線	合志市須屋字西谷 673番4地先から 同所 673番4地先まで	9.8	

2 供用を開始する期日 平成27年3月27日

**熊本県告示第337号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	遠原渡線	球磨郡球磨村大字三ヶ浦丙字鶴 鹿倉 711番1地先から 同所 737番地先まで	234.9	単道改

2 供用を開始する期日 平成27年3月27日

**公 告**

**熊本県公告第181号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
川村 和弘	球磨郡錦町木上南	球磨郡錦町大字木上南字中園729番 ほか1筆

杣水園松島農場株式会社	菊池市下河原	菊池市下河原字高塚5296番ほか2筆
-------------	--------	--------------------

2 認可年月日  
平成27年3月18日

**熊本県公告第182号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年3月27日から同年4月9日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
渡邊 由孝	阿蘇郡南阿蘇村大字中松	阿蘇郡南阿蘇村大字一関字高木738番1
田所 隆夫	阿蘇郡南阿蘇村大字久石	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字西一丁田1546番
衛藤 武志	阿蘇郡南阿蘇村大字一関	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字尾上364番3ほか1筆
小林 公子	阿蘇郡南阿蘇村大字中松	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字横道下3136番ほか3筆
峯 敬止	阿蘇郡南阿蘇村大字中松	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字中車鶴4047番1
岩代 一宏	阿蘇郡南阿蘇村大字中松	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字岩下4125番1ほか5筆
西村 美智代	阿蘇郡南阿蘇村大字下野	阿蘇郡南阿蘇村大字下野字御狩場428番ほか2筆
平井 訓史	阿蘇郡南阿蘇村大字両併	阿蘇郡南阿蘇村大字白川字南門川原2388番ほか3筆

2 申請年月日  
平成27年3月4日

**熊本県公告第183号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年3月27日から同年4月9日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
戸北 洋一	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町富岡字轟式番割3370番2

2 申請年月日  
平成27年3月6日

**熊本県公告第184号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を南阿蘇村役場に掲示する。

平成27年3月27日



熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名  
江口 サジユ、増田 宇佐太、荒牧 高、恵良 則光、原田 シヅエ、後藤 千年、芹口 誠之、原田 茂、大塚 スミ子、後藤 覺、大塚 廣記、吉野 ヨシ子、藏原 經業、増田 一男、古澤 亮、今村 五夫、甲斐 順治、阿蘇郡白水村大字白川、河陽字川后田外6地区共有、澤津野組
- 2 通知の趣旨  
(1)農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。  
(2)保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成27年1月19日付け農林水産省告示第122号による。

**熊本県公告第185号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を産山村役場に掲示する。  
平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名  
橋本 鹿喜、進 岩美、井 休、酒井 榮作、森本 美直、高橋 齊、内田 徳郎、高木 廣彦、高橋 祝男、井 美津代、井 敏春、酒井 秀之、野村 貞子、志賀 英昭、井手 隆明、多保 広美、井 二郎、井 七三郎、佐藤 常記 外34名、佐伯 桂次、辻井 恵市、辻井 順平、辻井 清太郎、辻井 武平、鶴 伴吉、鶴 宇平、鶴 才八、鶴 常平次、鶴 倉次、鶴 和七、内柳 幸次郎
- 2 通知の趣旨  
(1)農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。  
(2)保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成26年12月12日付け熊本県告示第1163号による。

**熊本県公告第186号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を南阿蘇村役場に掲示する。  
平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名  
伊藤 政弘、塚本 マツエ、野田 盛次、野田 武彦、西村 彦熊、西村 末次、宮崎 亀熊、宮崎 清治、宮崎 武徳、塚元 清次、上村 彦太、西本 次吉、宮崎 マジユ、宮崎 香、宮崎 貞春、宮崎 昇、古沢 敬藏、宮崎 光雄、宮崎 達信、坂田 ケサト、永井 透、西村 陽一、株式会社古民家工房、江口 サジユ、増田 宇佐太、増田 寅次、古澤 政次、白水開拓農業協同組合、後藤 末喜、牛嶋 清彦、高木 薫二、藤原 量、恵良 子之吉、藤原 甲、中嶋 武、西元 泉、上村 數太、藏原 經業、村本 善吾、西本 今朝喜、増田 一男、古庄 毬子、小笠原 長昭、田上 泉、田中 喜恵子、溝口 勝三、渡邊 智子、馬原 京子、片島 章三、松崎 歌賀志、金城 正、阿蘇郡白水村城下吉田、菊池 郡瀬田村立野、古庄 初熊、藤田 九郎彦、後藤 芳太郎、藤田 重彦、北野 英藏、今村 ワキ、緒方 直彦、今村 舛太、今村 丈八、北野 喜太郎、今田 儀十、後藤 敏治、後藤 彌三太、後藤 常太郎、橋本 次雄、橋本 幹雄
- 2 通知の趣旨  
(1)農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。  
(2)保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成26年12月25日付け農林水産省告示第2164号による。

**熊本県公告第187号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。  
平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥	消石灰	65.	アルカリ分	含有を許され	有限会社熊本物	平成33

第1427号		0 消石灰 H C	: 6 5 . 0	る有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	産 熊本県八代市旭中央通12番地の1	年3月30日
熊本県肥第1428号	炭酸カルシウム肥料	1 0 . 0 炭酸苦土石灰 H C	アルカリ分 : 5 3 . 0 可溶性苦土 : 1 0 . 0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	有限会社熊本物産 熊本県八代市旭中央通12番地の1	平成33年3月30日

熊本県公告第188号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。  
平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第835号	生石灰	8 0 . 0 生石灰	アルカリ分 : 8 0 . 0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	安田石灰工業株式会社 熊本県八代市花園町9番地14	平成33年4月12日
熊本県肥第836号	消石灰	6 5 . 0 消石灰	アルカリ分 : 6 5 . 0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	安田石灰工業株式会社 熊本県八代市花園町9番地14	平成33年4月12日

熊本県公告第189号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営南田島・佐野地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。  
この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。  
平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営南田島・佐野地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間  
平成27年3月30日から平成27年4月24日まで
- 縦覧場所  
菊池市役所

熊本県公告第190号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により生産事業者として次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。  
平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

	生産事業の内容	
--	---------	--

登録番号	生産事業者の名称 及び所在地	種 穂		苗 木		事務所の名称 及び所在地
		採 取	精 選	幼苗の 育 成	幼苗以外 の育成	
熊本県菊池 672号	宮本 美智雄 菊池市四町分1695	○		○		宮本 美智雄 菊池市四町分 1695
熊本県上益城 1247号	高橋 公雄 上益城郡山都町緑川 2783	○		○		高橋 公雄 上益城郡山都町 緑川2783

熊本県公告第191号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を山鹿市役所に掲示する。  
平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名  
上田 信義、本田 平八、橋本 乙平、廣石 初藏、眞弓 タズ、眞弓 半四郎、前田 寅喜、眞弓 重義、眞弓 末記、眞弓 壽市、岩下 眞吾、片山 常記、青木 重人、永野 和里、青木 長吉、坂本 直、坂本 逸喜、青木 半藏、青木 定、眞弓 長人、建山 三、藏、永野 知親、青木 清四郎、青木 繁、建山 大八、古閑 政次郎、建山 米作、吉里 辰雄、吉里 実平、長野 平七、長野 キク、長野 市藏、吉里 栄喜、吉里 眞弓、眞弓 平次郎、庭 仁、四郎、緒方 壽太郎、緒方 藤五郎、眞弓 勝、眞弓 鶴彦藏、前田 松次郎、前田 芹川 半藏、大澄 熊五郎、大澄 仁平、青木 龜八、緒方 至、岩下 眞太郎、砥石 辰次、飯川 強、永田 末喜、霍川 重人、永田 康德、永田 芳人、永田 徳次郎、野 力ツミ、平島 格藏、吉里 如之次、奥山 定雄、吉里 龜雄、吉里 十治、平島 金三郎、平島 栄四郎、平島 甚七、城野 美津、有働 武久、平嶋 一雄、吉里 吾郎、平島 初太郎、今村 亥ノ八、今村 熊次、今村 眞彦、菅村 重藏、平島 新次郎、杉 長藏、城野 平太郎、城野 徳七、杉 清藏、村 文平、杉 伊三郎、杉 悠、又十、徳永 仙吉、吉里 太五郎、城野 晋、城野 爲三郎、城野 才藏、吉里 雄、吉里 仁四郎、飯川 吉藏、杉 鶴次、西川 佐一、杉 安平、飯川 仙太郎、吉里 格次、内古閑 大藏、平島 作平、大 菊次郎、平島 大平、今村 良俊、杉 為記、吉里 揆三、渡辺 直一、渡辺 岩記、渡辺 初太郎、渡辺 岩喜、今村 栄吉、渡辺 栄藏、吉里 長平、飯川 代平、徳永 代平、徳永 川直三郎、徳永 三太郎、徳永 井上郎、上 鶴、家 豊、上 茂男、古家 勘記、古家 唯男、今坂 住男、早田 二三、河上 節生、横田 眞吾、有働 トシコ、早田 豊男、井崎 渡、中田 清、永田 トヨコ、永田 ミコ、永田 幸喜、永田 節子、永田 壽平、早田 強、羽根 田 末人、羽根 一人、早田 源次、早田 鹿雄、早田 守雄、早田 正太郎、中田 一男、早田 謙記、一法師 金藏、早田 政記、家入 善平、萩尾 長太郎、児玉 光明、宮本 英明、鶴井 安芳、池田 義昭
- 2 通知の趣旨  
(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。  
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成27年1月16日付け農林水産省告示第107号による。

熊本県公告第192号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を山鹿市役所に掲示する。  
平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名  
菊川 熊太郎、長野 市藏、吉里 與三郎、長野 市藏、木庭 チエコ、木庭 仁四郎、原口 龜彦、古田 仙太郎、本田 正一、内野 吉藏、前田 吾市、松野 鶴太、平井 喜一、今坂 幸二、金光 春記、金光 春記、藏原 公孝、原口 惣四郎、原口 二平、鶴井 甚七

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成27年1月16日付け農林水産省告示第108号による。

熊本県公告第193号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を山鹿市役所に掲示する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 所在の不明な者の氏名

- 古田 音平、古田 久平、古田 恵作、古田 己之作、古田 子之吉、古田 庄吉、古田 庄三郎、古田 藤平、古田 彦七、渡辺 栄蔵、渡辺 友吉

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成27年1月16日付け農林水産省告示第109号による。

熊本県公告第194号

天草郡苓北町に事務所を置く苓北町土地改良区理事長田中文彦から平成27年3月9日付けで申請のあった定款の変更については、平成27年3月19日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第195号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年3月27日から同年4月9日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
大塚 良親	阿蘇郡南小国町大字満願寺	阿蘇郡南小国町大字満願寺字黒岩8865番ほか2筆

2 申請年月日

平成27年3月13日

熊本県公告第196号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 上益城郡御船町大字滝川1343番地の16
- 2 築造者の氏名 有限会社ウエダホーム
- 3 道路の位置 上益城郡御船町大字辺田見字村下285番3、同287番4、同287番10、同289番2及び同290番3
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 84.09メートル
- 6 指定年月日 平成27年3月9日
- 7 指定番号 熊本県指令上益城景建第72号

熊本県公告第197号

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年熊本県条例第70号。以下「条例」という。）第2条第4項の規定により次のとおり発行手数料の額を承認したので、熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則（平成16年熊本県規則第1号）第5条の規定により公告する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 発行手数料
 

条例第2条第1項に規定する電子証明書の発行手数料 1件当たり500円。ただし、次に掲げる再発行又は発行については、0円とする。

  - (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の8第3項又は第30条の11第9項の軽微な修正に伴い、電子証明書の記録事項が利用者の住民票の記載事項と異なることについて、住民から発行申請があった場合における再発行
  - (2) 担当者（市町村及び指定認証機関の担当者をいう。）の操作誤り等による失効があった場合における再発行
  - (3) 住民基本台帳の記載事項に誤りがあったまま発行した後、当該誤りを修正したことにより第12条失効があった場合における再発行
  - (4) 越県合併の場合における再発行
  - (5) 電子証明書の記録事項が利用者の住民票の記載事項と異なる場合における再発行
  - (6) 市町村職員が受付窓口端末を用いて都道府県認証局と導通確認を行う場合において行う次に掲げる再発行又は発行
    - ア 当該職員が既に電子証明書の発行を受けているときの再発行
    - イ 当該職員が電子証明書の発行を受けていないときの発行
  - (7) 何らかの理由により、誤発行が判明した場合における再発行
  - (8) その他利用者の責めに帰することができない事由による失効の場合における再発行
  - (9) 県知事の秘密鍵の漏えい等があった場合における再発行
- 2 適用期間
 

平成27年4月1日から平成27年12月31日まで

熊本県公告第198号

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年熊本県条例第70号）第3条第3項の規定により情報提供手数料の額を承認したのと、熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則（平成16年熊本県規則第1号）第6条の規定により公告する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 情報提供手数料
 

情報提供手数料は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

  - (1) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第17条第1項第1号に掲げる者で、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「行政手続IT利用法」という。）第2条第2号ハに掲げるもの 無料
  - (2) 公的個人認証法第17条第1項第1号に掲げる者で行政手続IT利用法第2条第2号ハに掲げるもの以外の行政機関等及び公的個人認証法第17条第1項第2号に掲げる者 次のア又はイに掲げる手数料の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額
    - ア CRL提供方式及びOCSP提供方式による失効情報の提供に係る手数料 次の（ア）から（ウ）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに定める額
      - （ア） 毎日全都道府県認証局の失効情報を取得する場合 年間（平成27年4月1日から平成27年12月31日までの期間をいう。以下同じ。）3,500,000円（以下「年額」という。）
      - （イ） 1年のうち決まった日数のみ全都道府県認証局の失効情報を取得する場合 事務費用（年間100,000円）及び年額を200で除して1,000円未満を切り上げた額に取得した期間の日数を乗じて得た額の合計額
      - （ウ） （ア）及び（イ）ともに特定の都道府県認証局の失効情報のみを取得する場合 事務費用（年間100,000円）並びに（ア）及び（イ）により算出した額から事務費用を除いたそれぞれの額に当該都道府県認証局数を47で除して得た数を乗じて得た額の合計額。この場合において、（ア）に掲げる場合にあつては10,000円未満を切り上げた額と、（イ）に掲げる場合にあつては年額を200で除したものを47で除して得た額に取得する特定の都道府県認証局数を乗じて1,000円未満を切り上げた額を日額とし、その日額に取得した期間の日数を乗じた額とする。
    - イ 失効情報ファイルの提供に係る手数料 1日かつ1都道府県当たり700円
  - (3) 公的個人認証法第17条第1項第3号に掲げる者 (2)に定める額
  - (4) 公的個人認証法第17条第1項第4号及び第5号に掲げる者 (2)に定める額
  - (5) 公的個人認証法第17条第1項第6号に掲げる者 (2)に定める額
  - (6) 公的個人認証法第17条第5項第1号に掲げる団体又は機関 (2)に定める額
  - (7) 公的個人認証法第17条第5項第2号に掲げる団体又は機関 (2)に定める額
- 2 適用期間
 

平成27年4月1日から平成27年12月31日まで

**登載依頼**

**熊本県公安委員会告示第2号**

平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号（熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域）の一部を次のように改正し、平成27年3月27日から施行する。

平成27年3月27日

熊本県公安委員会委員長 山本 隆生

1の表高森警察署栃木駐在所の項中「栃木駐在所」を「長陽駐在所」に改め、同表人吉警察署中原駐在所の項中「同下原田町字瓜生田」を「同中神町字段」に改め、同表天草警察署東浜交番の項中「、志柿町」及び「、瀬戸町」を削り、同表天草警察署下浦駐在所の項を次のように改める。

本渡東 駐在所	同 志柿町	天草市志柿町、下浦町、瀬戸町
------------	----------	----------------

熊本県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

熊本県人事委員会委員長 成瀬 公博

**熊本県人事委員会規則第6号**

熊本県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則  
熊本県人事委員会事務局組織規則（昭和26年熊本県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「係」を「班」に改める。

第4条第1項中「、課長補佐及び係長」を「及び課長補佐」に改め、同条第10項中「係長及び」を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

熊本県人事委員会委員長 成瀬 公博

**熊本県人事委員会規則第7号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表本庁の表知事部局の項中「政策調整監」を「政策調整監 情報企画監」に、「危機管理防災企画監 情報企画監」を「危機管理防災企画監」に改め、同表教育委員会事務局の項中「教育長 教育理事」を「教育理事」に改め、同表人事委員会事務局の項中「主幹 係長」を「主幹」に改める。

別表出先機関の表東京事務所の項の次に次のように加える。

博物館ネットワーク センター	所長
-------------------	----

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に在職する熊本県教育委員会の教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により熊本県教育委員会の委員として在職する間は、この規則による改正後の別表本庁の表教育委員会事務局の項の規定は適用せず、この規則による改正前の別表本庁の表教育委員会事務局の項の規定は、なおその効力を有する。

教育長の営利企業等の従事制限に関する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

熊本県人事委員会委員長 成瀬 公博

**熊本県人事委員会規則第8号**

教育長の営利企業等の従事制限に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。次条において「法」という。）第11条第7項の規定に基づき、教育長の営利を目的とする私企業（次条において「営利企業」という。）等の従事制限に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（地位の指定）

第2条 法第11条第7項に規定する人事委員会規則で定める地位とは、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の顧問、評議員その他如何なる名称を有する地位を問わずこれに類すると認められるものをいう。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に在職する熊本県教育委員会委員会の教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により熊本県教育委員会の委員として在職する間は、この規則の規定は、適用しない。

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年3月27日

熊本県人事委員会委員長 成瀬 公博

熊本県人事委員会規則第9号

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

<table border="1"> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>（1） 船長</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>（2） 機関長</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>（3） 通信士</td> <td>2</td> </tr> </table> </td> <td>を</td> </tr> </table>	<table border="1"> <tr> <td>（1） 船長</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>（2） 機関長</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>（3） 通信士</td> <td>2</td> </tr> </table>	（1） 船長	4	（2） 機関長	3	（3） 通信士	2	を	<table border="1"> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>（1） 船長</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>（2） 機関長</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>（3） 通信士</td> <td>2</td> </tr> </table> </td> <td>に改める。</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<table border="1"> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>（1） 船長</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>（2） 機関長</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>（3） 通信士</td> <td>2</td> </tr> </table> </td> <td>に改める。</td> </tr> </table>	<table border="1"> <tr> <td>（1） 船長</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>（2） 機関長</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>（3） 通信士</td> <td>2</td> </tr> </table>	（1） 船長	4	（2） 機関長	3	（3） 通信士	2	に改める。
	<table border="1"> <tr> <td>（1） 船長</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>（2） 機関長</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>（3） 通信士</td> <td>2</td> </tr> </table>	（1） 船長	4	（2） 機関長	3	（3） 通信士	2	を										
	（1） 船長	4																
（2） 機関長	3																	
（3） 通信士	2																	
<table border="1"> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>（1） 船長</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>（2） 機関長</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>（3） 通信士</td> <td>2</td> </tr> </table> </td> <td>に改める。</td> </tr> </table>	<table border="1"> <tr> <td>（1） 船長</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>（2） 機関長</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>（3） 通信士</td> <td>2</td> </tr> </table>	（1） 船長	4	（2） 機関長	3	（3） 通信士	2	に改める。										
<table border="1"> <tr> <td>（1） 船長</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>（2） 機関長</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>（3） 通信士</td> <td>2</td> </tr> </table>	（1） 船長	4	（2） 機関長	3	（3） 通信士	2	に改める。											
（1） 船長	4																	
（2） 機関長	3																	
（3） 通信士	2																	

」

<table border="1"> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>（1） 船長</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>（2） 機関長</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>（3） 通信士</td> <td>2</td> </tr> </table> </td> <td>に改める。</td> </tr> </table>	<table border="1"> <tr> <td>（1） 船長</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>（2） 機関長</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>（3） 通信士</td> <td>2</td> </tr> </table>	（1） 船長	4	（2） 機関長	3	（3） 通信士	2	に改める。
	<table border="1"> <tr> <td>（1） 船長</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>（2） 機関長</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>（3） 通信士</td> <td>2</td> </tr> </table>	（1） 船長	4	（2） 機関長	3	（3） 通信士	2	に改める。
	（1） 船長	4						
（2） 機関長	3							
（3） 通信士	2							

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年3月27日

熊本県人事委員会委員長 成瀬 公博

熊本県人事委員会規則第10号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事の事務部局の部企画振興部の款本庁の項中「6種」を「5種」に改め、同

」

<table border="1"> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>東京事務所次長</td> <td>5種</td> </tr> </table> </td> <td>を</td> </tr> </table>	<table border="1"> <tr> <td>東京事務所次長</td> <td>5種</td> </tr> </table>	東京事務所次長	5種	を
<table border="1"> <tr> <td>東京事務所次長</td> <td>5種</td> </tr> </table>	東京事務所次長	5種	を	
東京事務所次長	5種			

」

<table border="1"> <tr> <td>東京事務所次長</td> <td>5種</td> </tr> <tr> <td>博物館ネットワークセンター所長</td> <td>7種</td> </tr> </table>	東京事務所次長	5種	博物館ネットワークセンター所長	7種	に改め、同部農林水産部の款地方出先機
東京事務所次長	5種				
博物館ネットワークセンター所長	7種				

」

<table border="1"> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>農業研究センター所長</td> <td>1種</td> </tr> </table> </td> <td>を削り、「農業研究センター次</td> </tr> </table>	<table border="1"> <tr> <td>農業研究センター所長</td> <td>1種</td> </tr> </table>	農業研究センター所長	1種	を削り、「農業研究センター次
<table border="1"> <tr> <td>農業研究センター所長</td> <td>1種</td> </tr> </table>	農業研究センター所長	1種	を削り、「農業研究センター次	
農業研究センター所長	1種			

長」を「農業研究センター所長 農業研究センター次長」に、「農業大学校長 水産研究センター所長」を「農業大学校長」に、「林業研究指導所長」を「林業研究指導所長 水産研究センター所長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年3月27日

熊本県人事委員会委員長 成瀬 公博

**熊本県人事委員会規則第11号**

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県へき地手当等に関する規則（平成6年熊本県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「第23条」を「第21条」に改める。

別表第5中学校の部荅北町の項を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

**熊本県教育委員会規則第3号**

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則（昭和45年熊本県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条中「熊本県立荅洋高等学校所管の」を「熊本県立天草拓心高等学校の所管する」に改め、第6条ただし書中「配分係数」を「係数」に改め、別表中「荅洋高等学校実習船」を「天草拓心高等学校の所管する船舶」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**熊本県公営企業管理規程第2号**

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程  
熊本県企業局会計規程（昭和39年電気事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「副金銭出納員及び副物品出納員は、それぞれ金銭出納員又は物品出納員に」を「副金銭出納員、副物品出納員及び副分任出納員は、それぞれ金銭出納員、物品出納員及び分任出納員に」に改める。

第2条第5項を次のように改める。

5 前項の規定にかかわらず、あらかじめ管理者が指定した事項については、副金銭出納員、副物品出納員及び副分任出納員はその事務をつかさどることができる。

別表第1（第8条関係）の予算科目表の工業用水道事業予算科目の資本的収入の表中、

資本的収入	長期借入金	工業用水道	他会計からの借入金		
-------	-------	-------	-----------	--	--

を、  
「

資本的収入	長期借入金	工業用水道	他会計からの借入金		
			会計内借入金		

に、  
「

資本的収入	他会計からの返還金	工業用水道	他会計からの返還金		
-------	-----------	-------	-----------	--	--

を、  
「



資本的収入	他会計からの返還金	工業用水道	他会計からの返還金		
	会計内返還金	工業用水道	会計内返還金		

に改める。  
別表第 1（第 8 条関係）の予算科目表の工業用水道事業予算科目の資本的支出の表中、

資本的支出	長期借入金償還金	工業用水道	他会計借入金償還金		
	他会計への繰出金	工業用水道	特別会計への繰出金		
			他会計貸付金		

を、

資本的支出	長期借入金償還金	工業用水道	他会計借入金償還金		
			会計内借入金償還金		
	他会計への繰出金	工業用水道	特別会計への繰出金		
			他会計貸付金		
	会計内貸付金	工業用水道	会計内貸付金		

に改める。  
別表第 2（第 8 条関係）の勘定科目表の工業用水道事業会計勘定科目の固定資産の表中、

投資その他の資産	長期貸付金	工業用水道	他会計貸付金		
----------	-------	-------	--------	--	--

を、

投資その他の資産	長期貸付金	工業用水道	他会計貸付金		
			会計内貸付金		

に改める。  
附 則  
この規程は、公布の日から施行する。

**熊本県教育委員会訓令第 2 号**

各県立学校

熊本県立学校の実習助手等に対する被服類貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 27 年 3 月 27 日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

熊本県立学校の実習助手等に対する被服類貸与規程の一部を改正する訓令  
熊本県立学校の実習助手等に対する被服類貸与規程（昭和 33 年教育委員会訓令第 135 号）の一部を次のように改正する。  
別表の範囲欄中「苓洋高等学校実習船」を「天草拓心高等学校の所管する船舶」に改める。

附 則  
この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県教育委員会訓令第 3 号**

各県立学校

熊本県立学校等職員に対する日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 27 年 3 月 27 日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

熊本県立学校等職員に対する日額旅費支給規程の一部を改正する訓令  
熊本県立学校等職員に対する日額旅費支給規程（昭和 39 年熊本県教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第2条中「熊本県立苓洋高等学校実習船による」を「熊本県立天草拓心高等学校の所管する船舶に乗り組んで行う」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

**熊本県労働委員会訓令第1号**

労働委員会事務局

熊本県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成27年3月27日

熊本県労働委員会会長 原 村 憲 司

熊本県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県労働委員会事務局処務規程（昭和48年熊本県訓令第72号、昭和48年熊本県地方労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。  
第5条第6号中「収納」を「管理」に改め、同条第17号を削り、同条第18号を同条第17号とし、同条第19号を同条第18号とし、同条第20号中「地方公営企業」の次に「等」を加え、同号を同条第19号とし、同条中第21号から第24号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1号を加える。

（24）その他事務局の業務。

第6条第2号中「県内」を削り、同条に次の1号を加える。

（12）事務局の諸規程の制定改廃に関すること（総会若しくは公益委員会議に付議すべきものを除く）。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

**熊本県労働委員会告示第3号**

熊本県労働委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成27年3月27日

熊本県労働委員会会長 原 村 憲 司

熊本県労働委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程  
熊本県労働委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程（平成13年熊本県地方労働委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「知事」を「熊本県労働委員会（以下「労働委員会」という。）」に改める。  
第4条第1号ア中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条第2号中「知事」を「労働委員会」に改める。  
第5条第1項前段中「知事」を「労働委員会」に改める。  
第17条第1項中「知事」を「労働委員会」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**熊本県労働委員会告示第4号**

熊本県労働委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成27年3月27日

熊本県労働委員会会長 原 村 憲 司

熊本県労働委員会公印規程の一部を改正する規程  
熊本県労働委員会公印規程（昭和40年熊本県地方労働委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。  
第4条中「管守及び」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

公印の管守者は、審査調整課長とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。